

国立大学法人小樽商科大学財産管理規則

(平成16年6月10日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人小樽商科大学大学（以下「本学」という。）の財産の取得、維持、保存、運用（以下「管理」という。）及び処分に関し、必要な事項を定めることにより、財産の適正かつ効率的で良好な管理及び処分を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則において「財産」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 土地
- (2) 建物（建物附属設備を含む）
- (3) 構築物
- (4) 船舶
- (5) 特許権、借地権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、鉱業権その他これらに準ずる権利

(区分)

第3条 本学が管理する財産は、別表1の定めるところにより区分し整理する。

(管理の総括責任者)

第4条 学長は、財産の管理を総括するものとする。

(管理の機関)

第5条 学長は、財産の管理に関する事務を掌る者として、別表2に定める財産管理役を置くものとする。

2 学長は、財産管理役に事故あるとき又は必要と認めるときは、その職務を他の職員に代理させることができる。

第2章 取得及び管理等

(取得の措置)

第6条 財産管理役は、新たに取得しようとする財産が国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号。以下「施行規則」という。）第17条に規定する重要な財産（以下「重要財産」という。）に該当するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、学長の承認を得なければならない。

- (1) 件名
- (2) 必要とする財産の概要
- (3) 必要とする理由
- (4) 取得の時期及び取得を必要とする場所
- (5) 予算及び見込額
- (6) その他必要な事項

2 財産管理役は、前項の承認があった場合は、契約担当約に対し取得のための必要な措置を請求しなければならない。

(取得に伴う登記又は登録)

第7条 財産管理役は、登記又は登録を必要とする財産を取得した場合には、法令の定めるところにより登記又は登録を行うものとする。

(分類の決定)

第8条 財産管理役は、財産を受け入れたときは、次の各号に定める処理を行わなければならない。

(1) 第3条に規定する分類の決定

(2) 固定資産台帳への記入

(財産の監守等)

第9条 財産管理役は、財産監守者及び財産補助監守者（以下「財産監守者等」という。）を置くものとする。

2 財産監守者等の役職及び監守の範囲については別に定める。

(保存)

第10条 財産管理役は、財産を維持保存するため必要な措置を講じなければならない。

第3章 処分

(不用の決定)

第11条 財産管理役は、次の各号の一に該当すると認めるときは、学長の承認を得て不用財産とすることができる。

(1) 破損が著しく、多額の修理費を要するとき

(2) 修理が不可能なとき

(3) 陳腐化が著しく、使用に適さないとき

(4) その他本学において使用する必要がなくなったとき

2 財産管理役は、前項の規定により不用財産と決定したものを売却する場合は、件名、数量、その他必要な事項を明らかにして、契約担当役に売却のための必要な措置を請求しなければならない。

3 財産管理役は、第1項の規定により不用財産と決定したもののうち、売却することができないもの及び売却することが不利又は不適當であると認めるものは、廃棄又は放棄することができる。

(重要財産の処分)

第12条 財産管理役は、施行規則で定める重要財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、契約担当役に必要な措置を請求する前に、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、前項の承認をしようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第4章 貸付等

(貸付)

第13条 財産は、本学の事務又は事業に支障がないと認められる場合には、貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付は有償とする。

3 前項の規定に関わらず、財産管理役は、次の各号に掲げる場合には、無償でこれを貸し付けることができる。

- (1) 本学の事務又は事業の用に供する土地，建物その他の物件の工事又は製造等のため必要な財産を貸し付ける場合
 - (2) 本学の業務に資する活動を行う団体に必要な財産を貸し付ける場合
 - (3) その他特に必要があると認め，財産を貸し付ける場合
- 4 財産管理役は，財産の貸付の申し出を受けたときは，貸付を受けようとする者から次の各号に掲げる事項を明らかにした貸付の申請をさせ，学長の承認を得なければならない。
- (1) 件名
 - (2) 貸付を受けたい財産の数量
 - (3) 氏名及び理由
 - (4) 貸付を受けたい期間
 - (5) その他必要な事項
- 5 学長は，前項の申請の承認に当たっては，当該財産の第三者の転貸の禁止，目的外の使用の禁止等の必要な条件を付したうえで，貸付を許可する書類を貸付申請者に交付するものとする。
- 6 貸付料算定基準については，別表3のとおりとする。
- 7 財産管理役は，貸し付けた財産が返還されたときは，関係書類に基づき，調査，確認しなければならない。

(借用)

- 第14条 財産管理役は，財産の借用を受けるときは，所有者から財産の借用を許可する文書を得て，学長の承認を得なければならない。ただし，一時的な借用については，これを省略することができる。
- 2 学長は，前項の借用を受けたときは，借用証を所有者に交付するものとする。
 - 3 借用が終了したときは，借用証と交換して財産を所有者に返却するものとする。

第5章 雑則

(滅失又はき損)

- 第15条 財産管理役又は財産監守者等は，故意又は過失により，この規定に違反して財産の管理行為をしたこと，又は管理行為をしなかったことにより，財産を滅失又はき損し，その他損害を与えた場合は，その損害を弁償する責を負うものとする。
- 2 財産を使用する役員又は職員（以下「使用者」という。）は，財産を滅失し，又はき損したときは，次の各号に掲げる事項を明らかにして財産管理役に報告しなければならない。
- (1) 件名
 - (2) 滅失又はき損の原因及び状況
 - (3) 発生の日時
 - (4) 発見した日時
 - (5) 滅失又はき損後の処理及び対策
 - (6) その他参考となる事項
- 3 財産管理役は，前項の報告を受けたときは，現状を調査して必要な措置をとらなければならない。

- 4 財産管理役は、前項の措置を講じたときは、学長に報告しなければならない。
- 5 第2項の報告における財産の滅失又はき損が使用者の故意又は重大な過失によるときは、当該使用者は、当該財産に相当する財産又は残存価格若しくは修繕に要した費用を弁償する責を負うものとする。

(保険)

第16条 学長は、必要があるときは、財産に保険を付することができる。

(減損処理)

第17条 本学が所有する財産のうち、当該財産に期待されるサービス提供能力が著しく減少し、将来にわたりその回復が見込めないもの又は当該資産の将来の経済的便益が著しく減少したものについては、減損処理を行うものとする。

- 2 減損処理に必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年6月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年9月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年5月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行し、この規則の施行の日以後に受理した申請に係る財産の貸付けから適用する。

別表1（第3条関係）

財産の区分

区分	種目	単位	摘要
土地	敷地	m ²	
	宅地	m ²	
建物	事務所建	m ² (建面積, 延面積)	官署, 学校, 図書館, 停車場等の主な建物を包括する。
	住宅建	m ² (建面積, 延面積)	宿舍, 合宿所等主な建物を包括する。
	倉庫建	m ² (建面積, 延面積)	上屋を包括する。
	雑屋建	m ² (建面積, 延面積)	小屋, 物置, 廊下, 便所, 門衛所等の種目に属しないものを包括する。
建物附属設備	水道	個	屋内給水設備の各1式をもって1個とする。
	下水	個	屋内排水設備の各1式をもって1個とする。
	照明装置	個	電灯, ガス灯, 弧光灯に関する設備 (常時取りはずす部分を含まない。) の各1式をもって1個とする。
	冷暖房装置	個	冷房装置又は暖房装置のみを包括し, 各1式をもって1個とする。
	ガス装置	個	1式をもって1個する。
	通風装置	個	1式をもって1個する。
	消火装置	個	1式をもって1個する。
	通信装置	個	私設電話, 電鈴等に関する設備で他の種目に該当しないものを包括し, 各1式をもって1個とする。
	電信線路	m (互長, 延長)	電信架空裸線, 電信架空ケーブル, 電信地下線, 電信水底線等を包括する。
	電話線路	m (互長, 延長)	電話架空裸線, 電話架空ケーブル, 電話地下線, 電話水底線等を包括する。
	電力線路	m (互長, 延長)	電力架空裸線, 電力地下線, 電車架空線等を包括する。
	気送管路	m	
	空気供給管路	m	
	昇降機	個	1式をもって1個する。
	諸作業装置	個	起重機, 発電装置, 発動装置, 気罐, ガス発生装置, 変流装置, 変圧装置, 蓄電装置, 電動装置, シャフチング, 除じん装置, 噴霧装置, 製塩装置等の各1式をもって1個とする。
雑工作物	個	建物に附属しているもので他の種目に属しないものを包括し, 各1個所をもって1個とする。	
構築物	門	個	木門, 石門等の各1個所をもって1個とする。

	囲障	m	さく、へい、垣、生垣等を包括する。
	水道	個	地中埋設管等の各1式をもって1個とする。
	下水	個	溝きよ、埋下水等の各1式をもって1個とする。
	築庭	個	築山、置石、泉水等（立木竹を除く。）を1個とし1個所をもって1個とする。
	池井	個	貯水地、ろ水地、井戸等の各1個所をもって1個とする。
	舗床	個	石敷、れん瓦敷、コンクリート敷、木塊舗、アスファルト舗等の各1個所をもって1個とする。
	照明装置	個	外灯等屋外証明設備1式をもって1個とする。
	浄化装置	個	水洗装置を包括し、各1式をもって1個とする。
	消火装置	個	屋外消火栓等各1式をもって1個とする。
	煙突	個	独立の存在を有するもので煙道等の設備を1団として、1基をもって1個とする。
	貯槽	個	水槽、油槽、ガス槽等を包括し、各その個数による。
	橋梁	個	さん橋、陸橋をも包括し、各その個数による。
	土留	個	石垣、さく等の各1個所をもって1個とする。
	射場	個	射撃場における諸工作物の1式をもって1個とする。
	無線電信柱	個	1式をもって1個とする。
	諸標	個	浮標、立標、信号標識等の各1個所をもって1個とする。
	雑工作物	個	井戸屋形、揭示場、石炭置場、灰捨場等他の種目に属さないものを包括し、各1個所をもって1個とする。
	樹木	本	
船舶	雑船	隻	
特許権等	特許権	件	
	借地権	件	
	商標権	件	
	実用新案権	件	
	意匠権	件	
	著作権	件	
	鉱業権	件	
	その他	件	

別表2（第5条関係）

管理機関	指定する職位	事務の範囲
財産管理役	会計課長	財産の管理に関すること

別表3（第13条関係）

貸付料算定基準

1. 教室等使用料

（1時間当たり）

教室等名	教室面積 (㎡)	収容人員 (人)	夏期使用料金 (5月～10月)【税込】	冬期使用料金 (11月～4月)【税込】
1号館 A会議室	44	-	300円	500円
1号館 B会議室	61	-	400円	600円
2号館 ミーティング室A	56	-	400円	600円
2号館 ミーティング室B	40	-	300円	400円
102	103	107	700円	900円
104	204	247	1,400円	1,800円
105	163	182	1,100円	1,500円
160	333	338	4,600円	5,600円
171	113	70	900円	1,200円
172	91	60	800円	1,000円
174	67	42	600円	800円
210	269	324	2,000円	2,600円
211	101	108	800円	1,000円
212	66	40	500円	600円
213	165	90	1,500円	1,800円
214	68	42	500円	600円
251	85	40	600円	700円
253	85	40	600円	700円
272	80	26	1,200円	1,400円
274	77	30	700円	900円

301	69	47	500 円	600 円
303	101	40	1,700 円	1,900 円
305	135	131	900 円	1,200 円
307	69	54	500 円	600 円
308	68	54	500 円	700 円
370	244	192	4,000 円	4,600 円
401	103	107	700 円	900 円
406	101	107	700 円	900 円
407	103	106	700 円	900 円
413	115	126	900 円	1,100 円
470	313	242	4,500 円	5,200 円
CAL	140	48	900 円	1,900 円
LL1	140	54	1,500 円	2,600 円
LL2	94	50	800 円	1,400 円
BL2	112	60	2,000 円	2,300 円
BL3	55	20	1,400 円	1,600 円
BL4	55	10	1,100 円	1,200 円
グローバル戦略 推進センター コラボルーム	68	-	400 円	600 円
グローバル戦略 推進センター ミーティング室	33	-	200 円	300 円
学生起業 サポートルーム	10	-	100 円	200 円
図書館地域連携 スペース	68	-	400 円	600 円
大学会館 多目的ホール	225	-	1,400 円	2,000 円
大学会館 和室	40	-	300 円	400 円
大学会館 談話室	58	-	400 円	600 円

備考

- (1) 1号館・附属図書館及び大学会館の冬期使用料については、別途1時間当たり1,080円のボイラー人件費を加算する。
- (2) 上記教室等以外（ゼミ室、会議室等）の使用料は、夏期使用料については㎡単価（5.8円/h）、冬期使用料については夏期使用料に2.31円/hの㎡単価を加算して算出し、それぞれ100円未満切上げとする。
- (3) 学生起業サポートルームの使用料は、1区画あたりの料金である。

2. 体育施設使用料

施設名	夏期使用料金 (5月～10月)【税込】	冬期使用料金 (11月～4月)【税込】
第一体育館 アリーナ (ウォーキングトラック含)	1,500円	1,700円
第一体育館 武道場	1,000円	1,200円
第一体育館 多目的室	300円	400円
第二体育館 アリーナ	800円	900円
1階トレーニング室	600円	700円
地階トレーニング室	900円	1,000円
第二武道場	700円	800円
屋内グラウンド	600円	600円
弓道場	500円	600円
野球場	800円	—
山上グラウンド	300円	—
テニスコート	300円	—

3. 札幌サテライト施設使用料

施設名	1時間あたり使用料【税込】
大講義室	5,400円
中講義室	3,700円
小講義室	2,400円
会議室	1,100円
ミーティング室	600円

備考 土日、祝日については、別途1時間当たり1,500円の管理業務費を加算する。